

## 「社会福祉法人 正松会」虐待防止指針

### 1 法人施設及び各事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

法人施設及び各事業所は、高齢者虐待は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」の規定を遵守し、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、虐待発生の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるものとする。

#### 【虐待の定義】

##### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

##### (2) 介護・世話の放棄、放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

##### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2 虐待防止検討委員会その他法人施設及び各事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

#### (1) 虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という。）

①委員会の委員長は、理事長とする。

②委員会の委員は、法人施設及び各事業所から選出された者とする。

③委員会は、年1回以上委員長が必要と認めた時に開催する。また、虐待等が発生した場合、委員が委員会を招集することができる。

④必要に応じて苦情解決第三者委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

⑤委員会の協議事項等

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止を徹底する。
- (2) 研修の実施は、年1回以上行う。ただし、介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護事業所については、年2回以上とする。なお、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者の家族または職員から虐待の通報があるときは、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 法人施設及び各事業所責任者は、虐待防止検討委員会で承認された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を利用者及び利用者の家族、市町村に報告する。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または利用者の家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、地域包括支援センター等と連携し、市町村または社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 法人施設及び各事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう、細心の注意を払うものとする。

## 8 利用者又は入所者等に対する当該方針の閲覧に関する事項

本方針については、自由に閲覧することができるものとし、ホームページに掲示するものとする。

## 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者等の権利擁護とサービスの質を低下させないよう研鑽に努める。

## 附則

この指針は、令和3年10月25日より施行する。